

## 資産運用及び資産管理受託機関の選任に係る評価基準

### 1 審査の実施方法

応募者から提出された企画提案書について、次に定める採点項目及び採点基準に基づき審査及び採点を行う。

### 2 運用受託機関の採点項目及び採点基準

#### (1) 5点 組織体制

- ・ ファンドマネージャーが運用業務に専念できる組織体制を構築していること、
- ・ CEO（最高経営責任者）とCIO（最高投資責任者）を分離していること、
- ・ CIOに運用に係る全権限が委譲されていること、
- ・ 法令等の遵守についての内部統制体制が整備されていること、
- ・ 内部監査体制が整備されていること、
- ・ 内部統制に係る外部監査を定期的に受けていること、
- ・ 顧客サービス体制が良好であること、
- ・ 運用実績を報告する体制等が十分に整備されていること、
- ・ 当基金に対して、投資環境や運用手法等に関する有益な情報提供が可能であること、
- ・ グローバル投資パフォーマンス基準に準拠したパフォーマンス算出を行っていること、
- ・ 財務状況が良好であること、等

#### (2) 5点 人材

- ・ 運用業務経験の豊富な人材を配置していること、
- ・ 人材の定着度が高いこと、
- ・ 人事処遇・評価面での工夫が見られること、等

#### (3) 10点 運用哲学・運用プロセス

- ・ 運用哲学が簡潔・明瞭であること、
- ・ 運用哲学と運用プロセスとの間に整合性があること、等

#### (4) 10点 リスク管理

- ・ 運用リスクを客観的に認識していること、
- ・ 資産の特性に応じて、与えられたマネージャー・ベンチマークからの乖離度の把握その他のリスク管理が適切に行われること、
- ・ 運用部門に対するチェック機能が働いていること、
- ・ リスク管理が運用プロセスの一部として組み込まれていること、等

#### (5) 10点 プロダクト

- ・ 受託実績が豊富であること、
- ・ ベンチマークへ追従するための手法・インフラが確立されていること（パッシブ運用機関の場合）、

- ・ 付加価値の追求方法（パッシブ運用機関にあつては、総取引費用の最小化やセキュリティ・レンディング等による収益の確保にも配慮しつつ、マネージャー・ベンチマークに追随する手法。）が合理的であり、有効と認められること、
- ・ 最良執行のための体制・ルールが整備されていること、等

#### (6) 20点 スチュワードシップ責任に係る取組

- ・ 運用受託機関にあつては、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、スチュワードシップ責任を果たすための明確な取組方針を策定・公表していること、
- ・ 取組方針に基づき、投資先企業情報の把握と建設的なエンゲージメント活動を実施していること、その際には ESG（環境・社会・ガバナンス）についても考慮していること、
- ・ 株主利益を図るための利益相反の弊害防止体制を整備・公表する等、適切な取組を行っていること、
- ・ 議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを踏まえて、議決権行使方針を策定・公表し、議決権行使等を適切に行っていること、
- ・ サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的持続可能性）を巡る課題に関する対話に当たっては、当基金の運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつくものとなるよう意識していること、
- ・ 議決権行使結果を企業ごと、議案ごとに公表しており、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず理由を公表していること、
- ・ 議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表していること、
- ・ 本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を自己評価し、投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表していること、
- ・ 当基金に対して活動実施状況や実施状況の自己評価を報告する体制等が十分に整備されていること、等

#### (7) 10点 トラッキングエラー

#### (8) 15点 作成資料の内容及び分析・説明能力

- ・ 資料がわかりやすく整理されていること、
- ・ 資料が基金にとって有益なものとなっていること、等

#### (9) 5点 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を有しているか。
- ・ 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を

有しているか。

- ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）を有しているか。
- ・ 企画提案書提出時に認定通知書等の写しを併せて提出すること。

(参考) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

評価項目例	認定等の区分		得点
ワーク・ライフ・ バランス等の推 進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認 定（えるぼし認定企業・プ ラチナえるぼし認定企業）	プラチナえるぼし	5
		えるぼし3段階目	4
		えるぼし2段階目	3
		えるぼし1段階目	2
		行動計画	1
	次世代法に基づく認定（く るみん認定企業・プラチナ くるみん認定企業）	プラチナくるみん	5
		くるみん（2022年4月1 日以降の基準）	4
		くるみん（2017年4月1 日～2022年3月31日ま での基準）	3
		トライくるみん	3
		くるみん（2017年3月31 日までの基準）	2
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		4

(※) 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

### 3 資産管理受託機関の採点項目及び採点基準

#### (1) 5点 組織体制

- ・ 経営方針が明確で、資産管理業務に対し十分な資本投資を行い、相当な規模の資産管理を行うことができる組織体制を有していること、
- ・ 資産管理業務に精通した人材を配置していること、
- ・ 法令等の遵守についての内部統制体制が整備されていること、
- ・ 内部監査体制が整備されていること、
- ・ 内部統制に係る外部監査を定期的に受けていること、
- ・ 保有有価証券・資金を確実に保管・決済できること（災害発生時のバックアップ体制を整えていること）、
- ・ 資産管理部門と運用部門との間に隔壁が設けられていること、等

#### (2) 10点 運用管理・支援能力

- ・ 時間加重収益率ほか、各種リターン、リスク指標を算出できること、
- ・ 資産管理業務を行うために十分なシステムを有していること。また、システムの維持・改善に対応できる十分な設備投資を行っていること、

- ・ 運用機関と連携して顧客のために多様なサービスが提供できること、グローバルカストディの選定が合理的であり、かつ、継続的に適切な管理が行われていること。また、受渡・決済・情報提供機能が充実していること、
- ・ 資産管理手数料以外のコスト（カストディフィー等）を説明・開示すること、等

**(3) 5点 ディスクロージャー能力**

- ・ 報告資料の内容が充実していること、
- ・ 報告のタイミングが適切であること、等

**(4) 5点 信用力**

財務状況が良好であること、等

**(5) 5点 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標**

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を有しているか。
- ・ 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を有しているか。
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）を有しているか。
- ・ 提案書提出時に、認定通知書等の写しを併せて提出すること。

（参考）評価基準については上記2の（9）の表に同じ。

**4 コストに係る採点基準**

**50点** 当基金が利用しやすい報酬の水準・体系であること

**5 選任における留意事項**

上記により審査を実施し、総得点数の最も多い応募者を選任する。ただし、総得点数が同点の場合は次の基準により選任する。

- (1) 各採点項目の最高得点の項目数の多い応募者
- (2) (1) が同じであった場合は、次に高い得点の項目数の多い応募者
- (3) 「4 コストに係る採点基準」の得点の高い応募者
- (4) (1) ～ (3) が同じであった場合はくじ引きとする。